2	⑴　北海道江別市１番町13番地　（59.80） ⑵　北海道空知郡南幌町3300番地４　（67.30）	北緯43度06分35秒東経141度32分54秒の地点と北緯43度06分44秒東経141度39分53秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	⑴　北海道帯広市東３条南12丁目２番地　（112.40） ⑵　北海道中川郡幕別町字途別245番地１　（101.70）	北緯42度55分08秒東経143度12分39秒の地点と北緯42度53分24秒東経143度13分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	⑴　北海道河東郡音更町字音更北６線東６番地　（130.30） ⑵　北海道河東郡音更町字東音更東７線23番地４　（196.10）	北緯42度57分40秒東経143度12分19秒の地点と北緯43度02分49秒東経143度16分52秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	⑴　北海道河東郡音更町字音更北６線東６番地　（130.40） ⑵　北海道河東郡音更町十勝川温泉北12丁目２番地３　（73.20）	北緯42度57分40秒東経143度12分19秒の地点と北緯42度57分21秒東経143度13分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯42度57分18秒東経143度13分40秒の地点と北緯42度56分30秒東経143度16分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	⑴　北海道旭川市10条通10丁目　（189.20） ⑵　北海道上川郡和寒町字塩狩　（559.90）	北緯43度46分29秒東経142度22分08秒の地点と北緯43度57分03秒東経142度24分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	⑴　北海道旭川市10条通10丁目　（189.20） ⑵　北海道上川郡当麻町2753番１　（224.70）	北緯43度46分29秒東経142度22分08秒の地点と北緯43度51分18秒東経142度32分03秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	⑴　北海道旭川市２条通10丁目239番地　（190.60） ⑵　北海道旭川市東鷹栖10線19号5780番地１　（207.40）	北緯43度45分58秒東経142度21分49秒の地点と北緯43度49分28秒東経142度23分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
9	⑴　北海道北見市中央町２番２号　（148.40） ⑵　北海道北見市常川59番２号　（134.10）	北緯43度48分35秒東経143度53分21秒の地点と北緯43度46分20秒東経143度51分17秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
10	⑴　北海道滝川市明神町１丁目３番１号　（81.50） ⑵　北海道樺戸郡新十津川町字総進196番地１　（117.10）	北緯43度33分23秒東経141度54分31秒の地点と北緯43度32分13秒東経141度50分26秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
11	⑴　北海道岩見沢市６条西２丁目　（77.10） ⑵　北海道石狩郡新篠津村7082番１　（51.30）	北緯43度12分03秒東経141度46分01秒の地点と北緯43度14分33秒東経141度40分46秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
12	⑴　北海道岩見沢市６条西２丁目　（77.10） ⑵　北海道石狩郡新篠津村831番３　（49.10）	北緯43度12分03秒東経141度46分01秒の地点と北緯43度12分55秒東経141度40分24秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
13	⑴　北海道岩見沢市６条西２丁目　（75.10） ⑵　北海道樺戸郡月形町1036番地66　（61.30）	北緯43度12分03秒東経141度46分01秒の地点と北緯43度20分04秒東経141度39分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
14	⑴　福島県郡山市駅前１―10―１　（293.20） ⑵　福島県郡山市三穂田町山口字塩原向山１－６　（361.30）	北緯37度23分43秒東経140度23分10秒の地点と北緯37度21分33秒東経140度15分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
15	⑴　千葉県木更津市新田３―１－９　（50.00） ⑵　千葉県木更津市下望陀字上柳町629　（52.70）	北緯35度22分43秒東経139度55分03秒の地点と北緯35度23分01秒東経139度56分15秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
16	⑴　千葉県印西市内野１―14　（81.10） ⑵　千葉県我孫子市布佐字原地丑高入1873―１　（65.30）	北緯35度47分39秒東経140度07分36秒の地点と北緯35度51分35秒東経140度06分48秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
17	⑴　千葉県南房総市和田町石堂字桂木牧乙１―186　（272.20） ⑵　千葉県南房総市千倉町瀬戸3137―１　（35.80）	北緯35度03分38秒東経139度59分15秒の地点と北緯34度59分05秒東経139度58分02秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
18	⑴　埼玉県さいたま市岩槻区西町２－５―40　（76.50） ⑵　埼玉県さいたま市岩槻区大字長宮292　（34.00）	北緯35度57分12秒東経139度41分26秒の地点と北緯35度57分04秒東経139度42分14秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度57分04秒東経139度42分18秒の地点と北緯35度57分01秒東経139度42分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
19	⑴　茨城県小美玉市柴高772―５　（88.80） ⑵　茨城県東茨城郡茨城町大字小幡字安塚2183―１　（74.30）	北緯36度12分58秒東経140度22分05秒の地点と北緯36度15分22秒東経140度23分44秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
20	⑴　茨城県古河市尾崎4057　（84.80） ⑵　茨城県下妻市黒駒字篠山1072―１　（75.00）	北緯36度10分47秒東経139度51分04秒の地点と北緯36度13分19秒東経139度56分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
21	⑴　茨城県ひたちなか市馬渡字砂久保508　（82.50） ⑵　茨城県ひたちなか市磯崎町字磯崎原4765　（74.00）	北緯36度24分09秒東経140度34分42秒の地点と北緯36度23分15秒東経140度36分06秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度23分10秒東経140度36分15秒の地点と北緯36度22分41秒東経140度37分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域